

保険医協会FAXニュース

大阪府保険医協会
TEL:06-6568-7721
FAX:06-6568-2389

◇被災者が受診した場合の取り扱い(6/21 現在)◇

被災された方は、被保険者証や公費負担医療受給者証がなくても受診できます

平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、医療機関を受診した際に提示できない場合等も考えられることから、これらに関して厚生労働省保険局医療課より事務連絡が平成30年6月18日に発出されました。

(1) 社保の患者

被保険者証等の紛失等により、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先（電話番号等）を確認することにより受診できます。

(2) 国保又は後期高齢者医療の患者

被保険者証等の紛失等により、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号等）、国保組合の患者の場合は組合名を確認することにより受診できます。

(3) 公費負担医療の受給者である患者

公費負担医療の受給者証等を紛失あるいは家庭に残して避難している等で受給者証等を提示できない場合は、各制度の対象者であることの申し出を受けて、氏名、生年月日、住所等を確認することにより受診できます。また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

なお、大阪府の福祉医療助成制度の場合は、実施主体である市町村にご確認ください。（大阪府回答）

※上記(1)、(2)、(3)の場合、確認した内容をカルテに記録しておきます。請求時に必要となります。

1、保険診療として扱う際の原則

保険診療を受ける際には、原則、被保険者証等の提示が必要になるため、確認は記載内容に基づいて通常と同様に取り扱います。

2、1の原則的扱いができず、被災された患者が被保険者証を提示できない場合

平成30年大阪府北部地震による被災に伴い、患者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合は、上記(1)～(3)の取扱いとなります。